

中津川市の環境の現状

～平成23年度状況報告～

第 1 章 中津川市の環境の現状

1. 大気環境

(1) 大気汚染の概要

大気汚染は、工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらが要因物質となって大気中の様々な条件により光化学オキシダントなどの新たな物質が生成されることなどによって引き起こされます。

公害対策の進展等により、個々のばい煙や排気ガス等は以前より改善されてきていますが、自動車台数の増加など消費社会の拡充により、汚染物質の排出は引き続き多大な状況となっています。

① 大気汚染に係る環境基準とその評価方法

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準として下に示した表のとおり 10 の物質について基準が定められています。このうち、最初の 5 つの物質については、短期的評価と長期的評価の 2 種類が定められています。

大気汚染に係る環境基準とその評価方法

物質名	環境基準	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的評価	測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が年間を通じて 2% 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm ~0.06ppm までのゾーン内、またはそれ以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm~0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下であること。
		長期的評価	測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1 日平均値の年間 98% が 0.04ppm~0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
		長期的評価	測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1 日平均値につき 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2% 除外値が 10ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1 日平均値につき 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が、0.06ppm 以下であること。	/	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。		
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。		

※1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。

※3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(2) 大気汚染測定状況

① 監視測定

大気環境の監視については、岐阜県にて設置管理している中津川測定局（設置場所：中津川市役所）にて常時監視（24時間測定）を行っており、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、一酸化窒素の5物質について24時間測定を実施しています。

なお、測定の前全ての物質についての環境基準は達成しております。光化学オキシダントの基準を超える頻度についても、年々減少しています。

②大気汚染の現況

[ア]二酸化硫黄（SO₂）

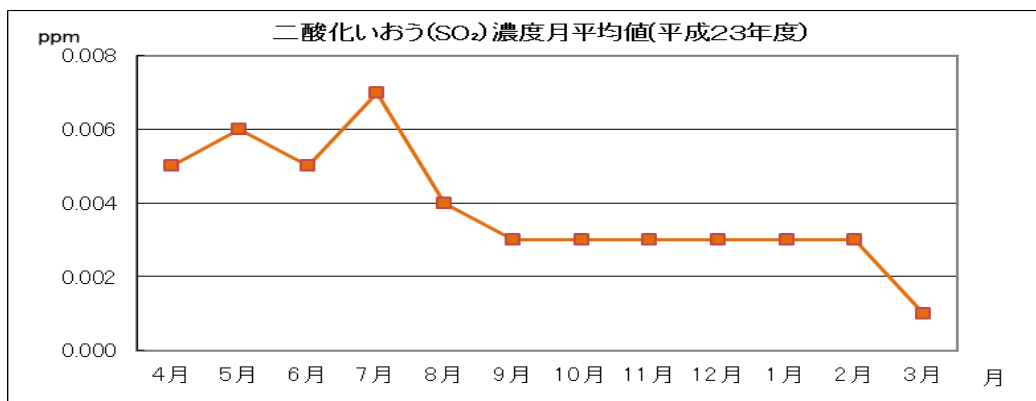
二酸化硫黄は、大気汚染物質の中で代表的な物質であり、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する無色、刺激臭の強い気体です。呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。また、酸性雨の原因のひとつでもあり動植物にも被害を及ぼしたりします。

平成23年度の中津川測定局の年平均値は0.004ppmであり、月平均値の最高値は、0.007ppm（7月）でした。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、中津川測定局は1時間値で0.1ppmを超えた日数はなく、長期的評価は基準値を達成しました。

二酸化硫黄測定結果

中津川測定局(平成23年度 月間測定値)

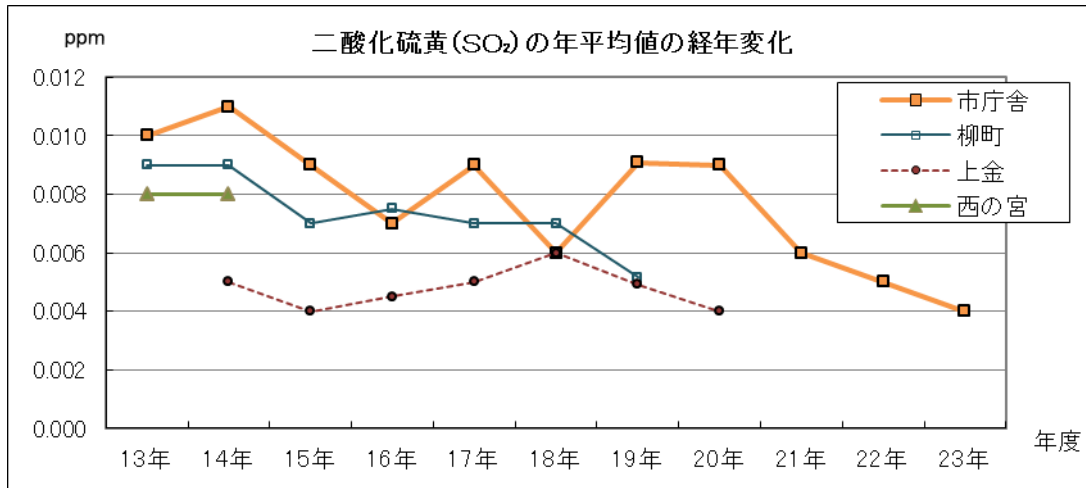
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	23年度 通年
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	30	365
測定時間数(時間)	718	740	718	742	742	717	742	713	741	741	694	733	8741
平均値(ppm)	0.005	0.006	0.005	0.007	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.004
1時間値に係る 環境基準超過時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1日平均値に係る 環境基準超過日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	0.058	0.043	0.030	0.045	0.030	0.007	0.007	0.009	0.009	0.011	0.013	0.007	0.058
1日平均値の最高値	0.010	0.010	0.007	0.011	0.007	0.004	0.004	0.003	0.005	0.005	0.005	0.004	0.011



二酸化いおうの環境基準評価

	K値区分 (K=17.5)	用途地域区分	1日平均値が0.04ppmを超えた日 が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価 の適否(適○、否×)
市庁舎	100	準工業	無	○

※二酸化いおうに係る環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
 ※ 〃 (長期的評価)：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であること。



[イ]窒素酸化物 (NOx)

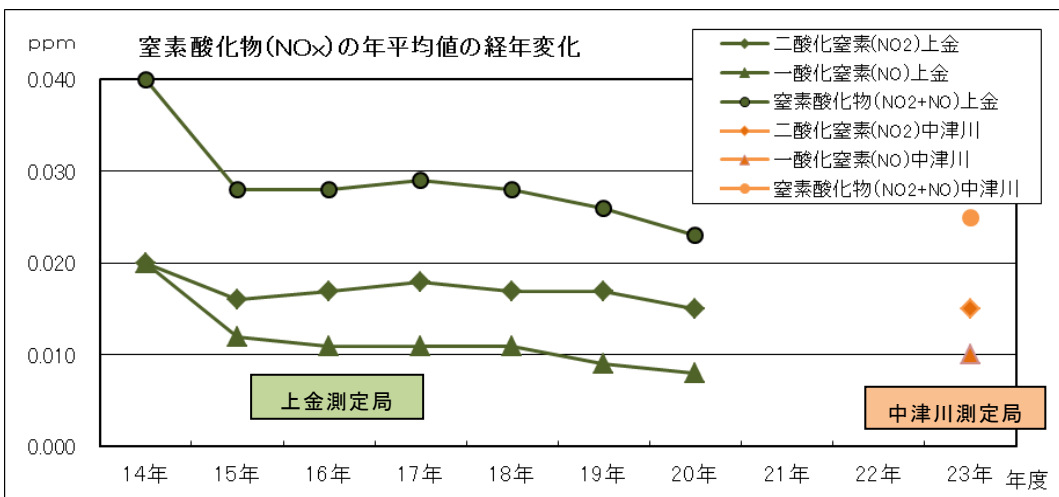
窒素酸化物は、窒素が酸化されて生成される生物で、燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃焼中に含まれる窒素酸化物が酸化されてできるものがあり、化石燃料の燃焼により増加します。二酸化窒素は、工場のばい煙や自動車排気ガスに含まれる一酸化窒素が大気中で紫外線の影響を受け、酸素やオゾンと反応し、生成されます。窒素酸化物は、光化学オキシダントの生成反応に関係するだけでなく、硫酸酸化物と同様に、酸性雨の原因ともなっています。

市で実施していた上金測定局は、平成20年度をもって廃止しましたが、平成23年11月より中津川測定局にて県が測定を実施しています。なお、11月からの測定実施であり、測定時間が6,000時間に満たないため、今年度の環境基準の長期的評価は実施することができませんでした。

窒素酸化物測定結果

窒素酸化物(NOx) 月間測定値 (平成23年度)

項目	月					
	11月	12月	1月	2月	3月	23年度
有効測定日数 (日)	28	31	31	29	31	150
測定時間数 (時間)	675	738	738	691	738	3,580
平均値 (ppm)	0.029	0.029	0.023	0.024	0.019	0.025
1時間値の最高	0.126	0.137	0.117	0.125	0.111	0.137
1日平均値の最高	0.070	0.052	0.052	0.052	0.036	0.070



[ウ]浮遊粒子状物質 (SPM)

マイクロ
メートル

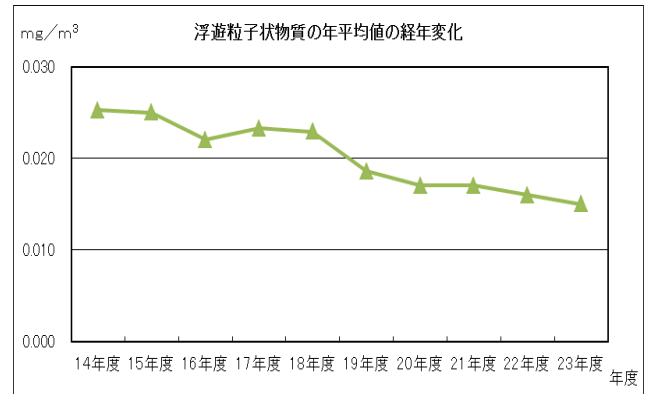
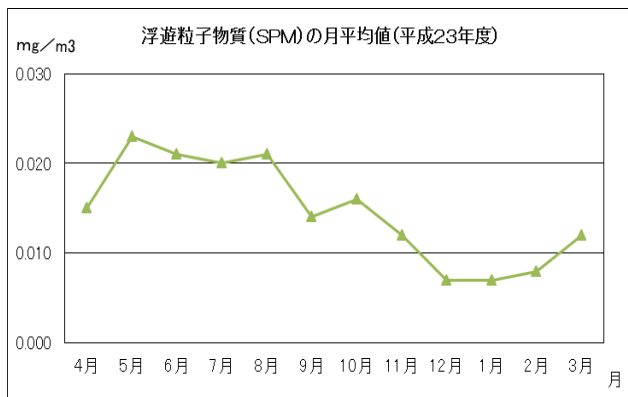
浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ =千分の1mm)以下のもので、土砂のまきあげ等自然現象(黄砂など)による場合もありますが、主な発生原因には工場から排出されるばい煙、粉じんなどがあります。浮遊粒子状物質は、ものすごく小さな粒子なので大気中に長期間留まり、肺や気管に沈着しやすいので呼吸器系の疾患をひき起こすことがあります。

平成23年度の中津川測定局の年平均値は $0.015\text{ mg}/\text{m}^3$ であり、月平均値の最高値は $0.023\text{ mg}/\text{m}^3$ (5月)でした。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数はなく、長期的評価においては環境基準を達成していました。過去10年間の浮遊粒子状物質年平均値の経年変化をみると、わずかではあるが減少傾向が見られます。

浮遊粒子状物質測定結果

浮遊粒子状物質 (SPM) の月平均値 (平成23年度)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	23年度
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	30	365
測定時間数(時間)	718	740	718	742	742	716	742	710	742	741	692	738	8,741
平均値 (mg/m^3)	0.015	0.023	0.021	0.020	0.021	0.014	0.016	0.012	0.007	0.007	0.008	0.012	0.015
1時間値に係る環境基準超過時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1日平均値に係る環境基準超過日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高	0.058	0.101	0.063	0.068	0.067	0.049	0.058	0.076	0.041	0.039	0.042	0.041	0.101
1日平均値の最高	0.027	0.065	0.044	0.034	0.039	0.031	0.038	0.024	0.020	0.015	0.020	0.022	0.065



浮遊粒子物質の環境基準評価

用途地域区分	1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価の適否 (適○、否×)
市庁舎 準工業	無	○

※浮遊粒子物質に係る環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

※ (長期的評価)：測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ を超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

[エ]光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、工場等や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線による光化学反応で二次的に生成される酸化性物質の総称で、高濃度だと目やのどの粘膜を刺激します。注意報が発令されたことにより、直ちに健康に被害が生じるわけではないですが、被害を未然に防ぐため、屋外での激しい運動を避け、出来るだけ屋内で過ごすなどの注意をとることが必要です。また、目やのどの痛みを感じるなどの症状を感じたら、目の洗浄やうがい等の措置をとる必要があります。

平成 23 年度の中津川測定局の測定結果は、昼間(午前 5 時から午後 8 時まで)の 1 時間値の最高値は 0.101ppm (5 月)であり、環境基準を超えた時間数が 251 時間と、年々減少しています。また、「岐阜県大気汚染対策要領」に基づく光化学スモッグ予報等は、発令されませんでした。

環境基準の適合状況については、紫外線が強くなる春から秋にかけて環境基準を超えた時間帯が多く、達成できませんでした。特に 4 月から 9 月にかけて、環境基準を超える傾向にあります。また、1 日における濃度の変化については概ね午後 2 時から午後 8 時において高い値を示す傾向にあります。気温、風向、風速、日射量等の気象条件によってその発生は大きく左右されますが、当市の発生状況の特徴として、東濃西部地域の数値が高くなり、順次当市の数値が上昇する傾向にあるため、広域的な監視が必要です。

光化学オキシダント測定結果

光化学オキシダント 月間値測定結果(平成23年度)

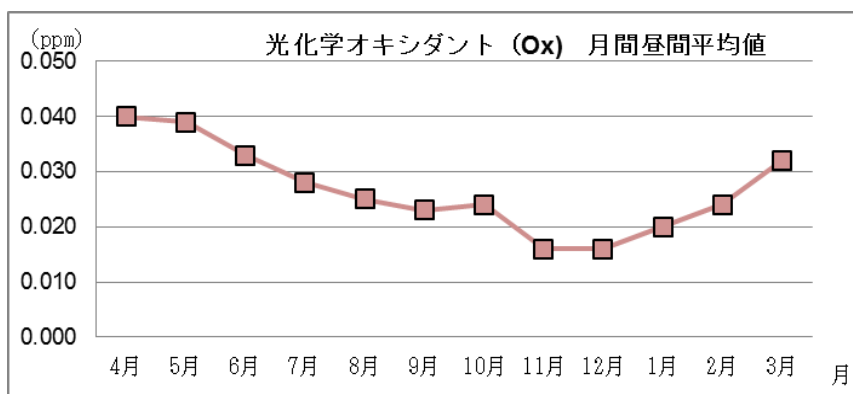
項目	月												23年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	30	30	31	31	29	31	365
測定時間数(時間)	448	458	448	463	463	448	404	429	463	463	433	464	5,384
昼間平均値(ppm)	0.040	0.039	0.033	0.028	0.025	0.023	0.024	0.016	0.016	0.020	0.024	0.032	0.027
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	10	16	8	9	3	6	2	0	0	0	0	1	55
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	42	86	47	36	12	18	7	0	0	0	0	3	251
1時間値の最高	0.078	0.101	0.090	0.094	0.079	0.079	0.065	0.044	0.038	0.043	0.057	0.067	0.101
日最高1時間値の月間平均値	0.057	0.056	0.052	0.048	0.044	0.039	0.041	0.033	0.031	0.035	0.039	0.047	0.043

※昼間は、午前 5 時から午後 8 時までをいう。

※光化学オキシダントは、昼間発生する「光化学スモッグ」の発生に関連した指標物質であることから、平均の対象とするサンプルが異なる 2 種類の平均値があります。

①昼間平均値：昼間の 15 時間に測定された全ての 1 時間値をサンプルとした平均値

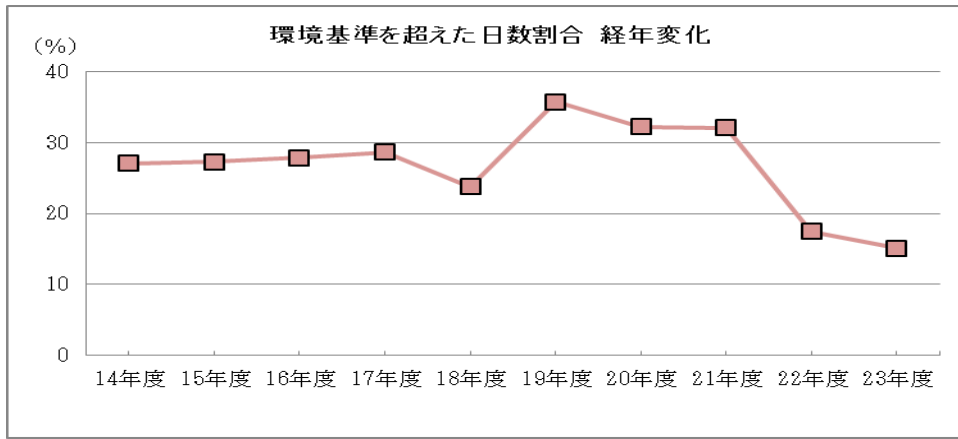
②昼間の日最高 1 時間値の平均値：1 日(昼間)の 1 時間値の最高値のみをサンプルとした平均値



光化学オキシダントの環境基準評価

	用途地域区分	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値の最高値(ppm)	環境基準の長期的評価の適否(適○、否×)
市庁舎	準工業	0.045	0.101	×

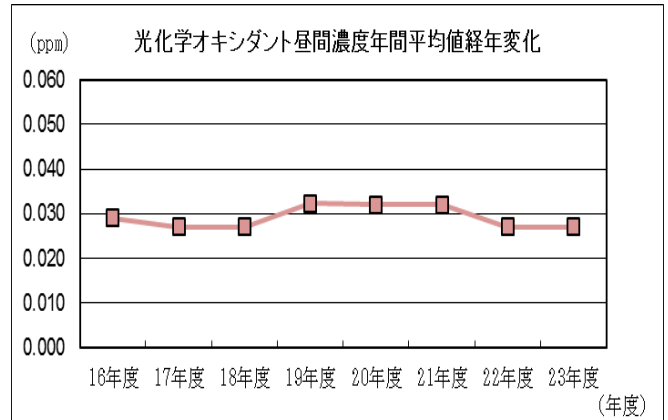
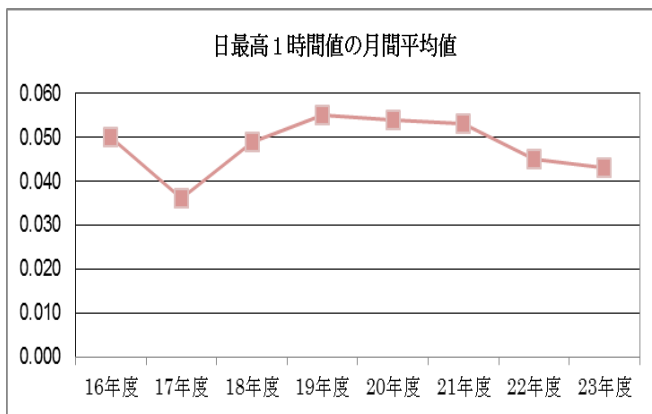
※光化学オキシダントの環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、午前 5 時から午後 8 時までの昼間時間帯についての評価



光化学オキシダントの予報及び注意報発令記録

年度	発令 月日	予報		注意報	
		時刻	最高濃度	時刻	最高濃度
17	7月15日	15時～19時	0.103ppm		
18	当地区（恵那・中津川地域）には発令なし				
19					
20	5月23日			15時～19時	0.125ppm
	6月17日	14時～17時	0.112ppm		
21	5月12日	15時～	0.106ppm		
	6月27日			15時～	0.148ppm
22	当地区（恵那・中津川地域）には発令なし				
23	当地区（恵那・中津川地域）には発令なし				

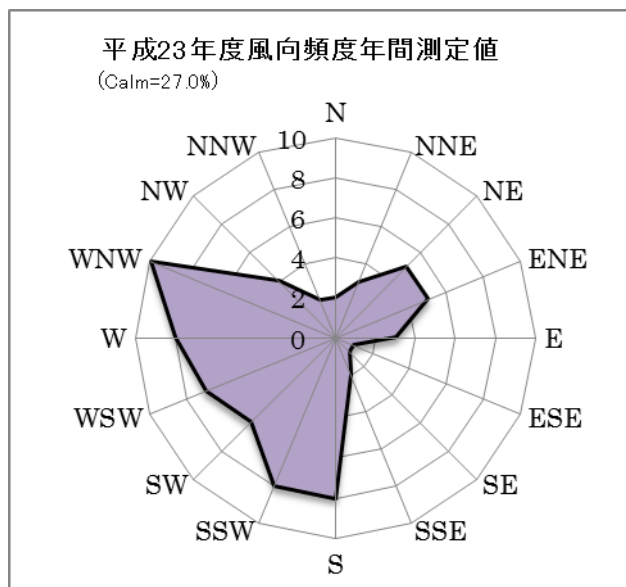
※1時間値の平均値が120ppb(0.12ppm)以上となった場合、通常予報が注意報に変わるが、時間帯(日没後等)や1時間値の終わりの値が120ppbを下回っているときには、注意報は発令されない場合もある。



[オ]風向、風速

市庁舎測定局における風向は、前年度と比較してほぼ同様の傾向で、年間を通じて主に南から西の風向きが多くなっています。風速は年間を通じて大きな変化はなく、年平均値は1.0m/sでした。また、0.4m/s以下の無風状態（calm）が年間27.0%を占めています。

風配図（単位%）



平成23年度の風速平均値（月別）

項目	月												24年	通年
	23年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
風速平均値		1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.0
Calm (%)		25.0	28.0	27.0	17.0	20.0	20.0	30.0	39.0	36.0	35.0	30.0	23.0	27.0

(単位:0.1m/s)

* Calm(無風) : 風速0.4m/s以下。

平成23年度風向頻度（頻度上位5点）

風向頻度	1	2	3	4	5
風向	Calm(無風)	西北西	西	西南西	南
割合(%)	27.0	10.0	8.0	8.0	8.0

③大気汚染防止対策

大気汚染の未然防止と生活環境の保全を図るため、市環境保全条例に基づき、市内のばい煙発生施設設置工場等にて自主測定結果等の確認をするとともに、ばい煙発生施設の維持管理の徹底等について指導を行いました。

また、「公害防止協定」を締結している工場等については、各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

冬期は工場等や家庭などでの暖房機器使用と、地表付近に汚染物質を含んだ空気が留まる冬特有の気象条件により大気汚染が進む傾向があるため、12月の「大気汚染防止月間」には、ばい煙発生施設設置工場等に対し、ばい煙発生施設の保守点検による良好状態の保持、最良な運転管理による汚染物質の抑制、低いおう燃料の使用などについて協力要請を行いました。

2. 水環境

(1) 水質汚濁の概要

水は人が生きていく上で必要不可欠なもので、水道・水産・農業・工業・発電用水など様々な分野で利用されています。環境基準は人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい水質基準として定められ、水域類型指定は利用目的・水質汚濁の状況などから決められています。

河川などの公共用水域の水質汚濁は主に工場等からの排水(産業系)と一般家庭からの排水(生活系)が河川等の自浄作用能力を超えたときに汚濁として現われます。

産業排水は、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例の規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、汚濁負荷量に占める割合は低下傾向にあります。

しかし、生活排水は下水道や浄化槽の整備に伴い汚濁物質の総量は減少しているものの、生活様式の変化、水使用量の増加等により汚濁負荷量に占める割合は高くなってきています。平成21年度の汚濁負荷量に占める割合(COD)は、生活系排水が42.2%、産業系排水が42.3%とほぼ同じとなっています。(岐阜県環境管理課調べ 参照：平成24年岐阜県環境白書P.44)

市内の公共用水域の水質汚濁状況の把握(環境基準達成状況等)及び水質保全のため、市では16河川の水質調査及び中津川で流量流速調査・底質調査を実施しました。なお、県でも一部測定(6河川7地点)を実施しています。(県・市合わせて19河川23地点の調査を実施)

河川水質調査地点一覧

	水域名	測定地点	測定主体	
1	木曾川	美恵橋	市	
		落合ダム		県
2	子野川	木曾川合流前	市	
3	四ツ目川	中津川合流前	市	
4	淀川	中津川合流前	市	
5	後田川	中津川合流前	市	
6	子淀川	中津川合流前	市	
7	黒谷川	付知川合流前	市	
8	柏原川	付知川合流前	市	
9	狩宿川	付知川合流前	市	
10	阿木川	親水公園前	市	
		阿木川ダム		県
11	白川(加子母川)	下中島橋下	市	
12	千旦林川	木曾川合流前	市	
13	和田川		市	
14	外洞川	木曾川合流前	市	
15	川上川	木曾川合流前	市	
				県
16	湯舟沢川	落合川合流前	市	
17	落合川	木曾川合流前		県
18	中津川	上流		県
		下流		県
19	付知川	木曾川合流前		県

①環境基準の適合状況

河川水質に係る環境基準には「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

前者は全公共用水域に一律に適用され、直ちに達成されるべきものとされており、後者は、河川の利用目的等により各水域にA AからEまでの類型を指定し、各類型に5項目の基準値が定められています。

i) 人の健康の保護に関する環境基準

健康保護項目については木曾川・落合川・阿木川・川上川・白川・子野川・小淀川・四ツ目川・淀川・後田川・千旦林川・狩宿川・和田川の12河川において採水し、適合状況を分析した結果、すべての地点で環境基準を達成していました。

適合状況

健康保護項目	調査対象 地点数	環境基準 超過地点数	健康保護項目	調査対象 地点数	環境基準 超過地点数
カドミウム	11	0	1.1.1-トリクロロエタン	12	0
全シアン	11	0	1.1.2-トリクロロエタン	11	0
鉛	11	0	トリクロロエチレン	12	0
六価クロム	11	0	テトラクロロエチレン	12	0
砒素	11	0	1.3-ジクロロプロペン	11	0
総水銀	11	0	チウラム	11	0
アルキル水銀	11	0	シマジン	11	0
P C B	11	0	チオベンカルブ	11	0
ジクロロメタン	11	0	ベンゼン	11	0
四塩化炭素	11	0	セレン	11	0
1.2-ジクロロエタン	11	0	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	0
1.1-ジクロロエチレン	11	0	ふっ素	11	0
シス-1.2-ジクロロエチレン	11	0	ほう素	11	0

※小淀川では1.1.1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3種類のみを調査

人の健康の保護に関する環境基準環境基準

健康保護項目	基準値	健康保護項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下

ii) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

中津川市域で水域類型指定されている7河川をはじめとした市内19河川の21地点で水質測定を実施しました。(中津川市では14河川、岐阜県において6河川7地点を測定しています。)

溶存酸素量(DO)、浮遊物質量(SS)は前年度同様適合率100%でした。また、水素イオン濃度(PH)〔適合率97.9%〕、大腸菌群数〔適合率31.8%〕は前年度と同水準、生物化学的酸素要求量(BOD=河川の汚濁度を測る指標)については適合率93.8%と前年度(91.7%)を少し上回る結果でした。

市内の環境基準水域類型指定の状況

河川名	延長(km)	環境基準水域類型指定	達成期間(※)	指定年月日	地区
木曾川	2,312.9	AA(落合ダムより上流) A(落合ダム~犬山頭首工)	イ ロ	S45.9.1 "	坂下、山口、落合 苗木、中津、坂本
白川	30.1	AA(全域)	イ	H12.3.31	加子母
阿木川	16.9	A(恵那大橋より上流)	イ	S50.9.12	阿木
付知川	27.6	A(全域)	イ	S50.9.12	付知、福岡、苗木
中津川	14.0	A(中川橋より上流) C(中川橋より下流)	イ イ	S50.9.12 H20.6.13	中津
落合川	3.7	A(全域)	イ	S50.9.12	落合
川上川	9.9	A(全域)	イ	S50.9.12	川上、坂下

※ イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

BODに係る環境基準達成状況

水域名	測定場所	類型指定	環境基準(mg/l)	22年度			23年度		
				75%評価		75%水質値	75%評価		75%水質値
				m/n	達成状況	mg/l	m/n	達成状況	mg/l
木曾川上流	弁天橋	AA	1以下	2/12	○	0.8	2/12	○	0.8
付知川	野外教育センター	A	2以下	0/6	○	0.6	0/4	○	0.9
阿木川上流	親水公園前	A	2以下	0/12	○	0.8	0/6	○	0.5
阿木川	阿木川ダム	A	2以下	1/4	○	1.5	1/4	○	1.5
落合川	恵乃裾橋	A	2以下	0/6	○	0.8	0/4	○	0.8
中津川上流	中川橋	A	2以下	0/6	○	0.6	0/4	○	0.5
中津川下流	木曾川合流前	C	5以下	0/12	○	2.3	0/12	○	2.5
川上川	JR高架下	A	2以下	0/6	○	0.7	0/4	○	0.8
白川(加子母川)	下中島橋	AA	1以下	1/6	○	0.7	0/6	○	0.9

※1 75%評価：BODの環境基準達成状況は、環境基準地点ごとに年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するかどうかにより判断する。(環境庁通達 昭和52年7月1日環水管第52号)

※2 m：環境基準超過数 n：測定回数

※3 75%水質値：環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた75%水質値を用いる。
値の求め方：年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べた時に、 $0.75 \times n$ 番目(nは測定回数)にくるデータ値($0.75 \times n$ が整数ではない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる)

適合状況

(単位：%)

類型指定	生活環境項目				
	水素イオン濃度(PH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA(%)	100(18/18)	88.9(16/18)	100(18/18)	100(18/18)	11.1(1/18)
A(%)	96.2(25/26)	96.2(25/26)	100(26/26)	100(26/26)	50.0(13/26)
C(%)	100(4/4)	100(4/4)	100(4/4)	100(4/4)	—
計	97.9(47/48)	93.8(45/48)	100(48/48)	100(48/48)	31.8(14/44)

※()内：(環境基準適合数/検体数)

生活環境の保全に関する環境基準

	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級／自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2級／水産1級／水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道3級／水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml以下
C	水産3級／工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級／農業用水及びE欄に掲げるもの	6～8.5	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級／環境保全	6～8.5	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

※ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマ、イナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②河川の状況

市内の主要河川は、市街地地域(中津地区)の中津川、最北部地域(加子母地区)の白川、北部地域(苗木地区・福岡地区・付知地区)の付知川、北東地域(坂下地区、川上地区)の川上川、東部地域(落合地区・神坂地区・山口地区)の落合川、西部地域(坂本地区)の千旦林川、南西部地域(阿木地区)の阿木川、北西地域(蛭川地区)の和田川であり、それぞれ木曾川に流入しています。ここでは、市で採水したデータを元に各水系のBOD(生物化学的酸素要求量=河川の汚濁度を測る指標)の経年変化を分析しました。

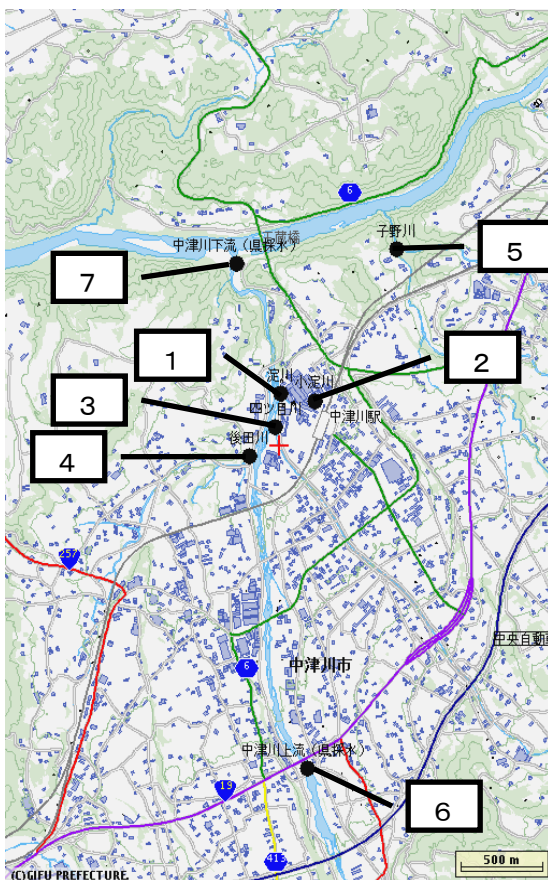
ア) 中津川水系(中津地区)

中津地区には中津川に流れ込む小淀川、淀川、四ツ目川、後田川(前川が合流する。)の4支流があり、中津川は木曾川へ流入しています。また、東部には子野川が流れ、直接木曾川に流入しています。

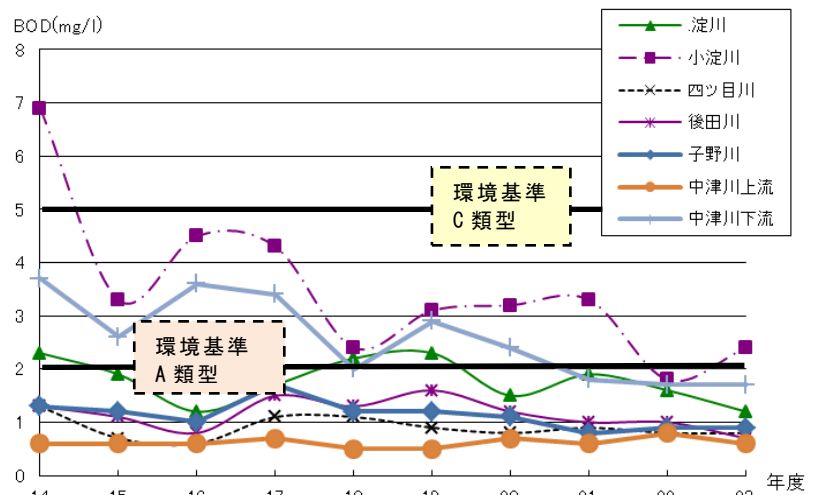
中津川の支流の汚濁発生源は、生活排水・飲食店排水などが主ですが、平成元年からの公共下水道供用開始とともに改善されてきました。

また、中津川本流には大規模な工場等がありますが、下流域(中川橋より下流)でも公共下水道事業の進展、主要工場との公害防止協定の締結などにより、BODの環境基準を達成しています。支流の内、小淀川の変化が激しいのは、もともとの水量が少なく、流入する雑排水等による影響を直接受けるためと考えられます。

河川採水調査地点



BOD経年変化(年平均値)



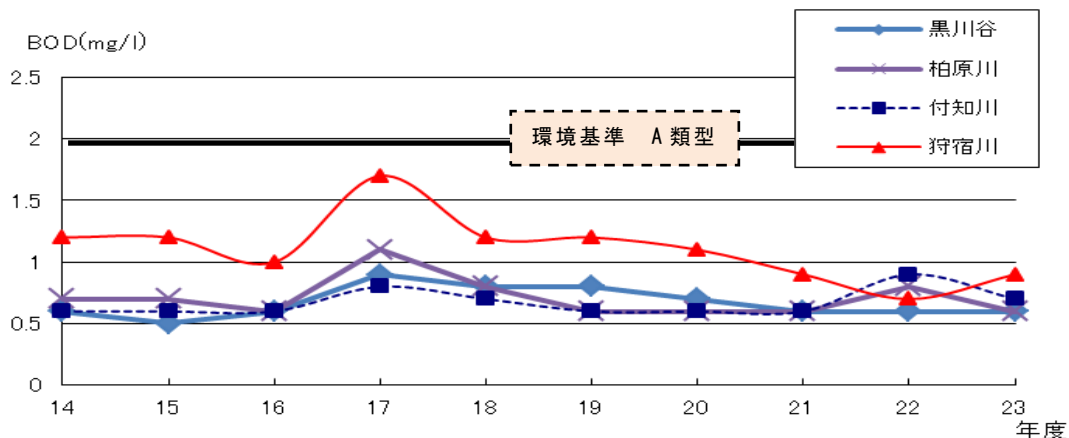
番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	淀川	中津川合流前	—
2	小淀川	中津川合流前	—
3	四ツ目川	中津川合流前	—
4	後田川	中津川合流前	—
5	子野川	木曾川合流前	—
6	中津川上流	国道19号線上流 中川橋下(県採水)	A
7	中津川下流	木曾川合流前(県採水)	C

イ) 付知川水系（苗木地区・福岡地区・付知地区）

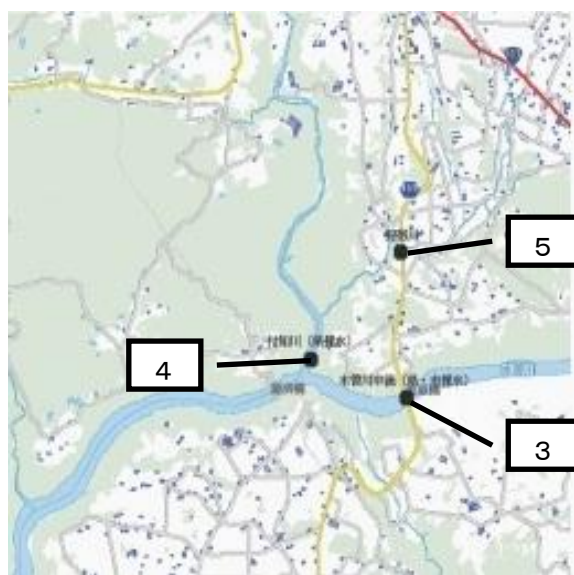
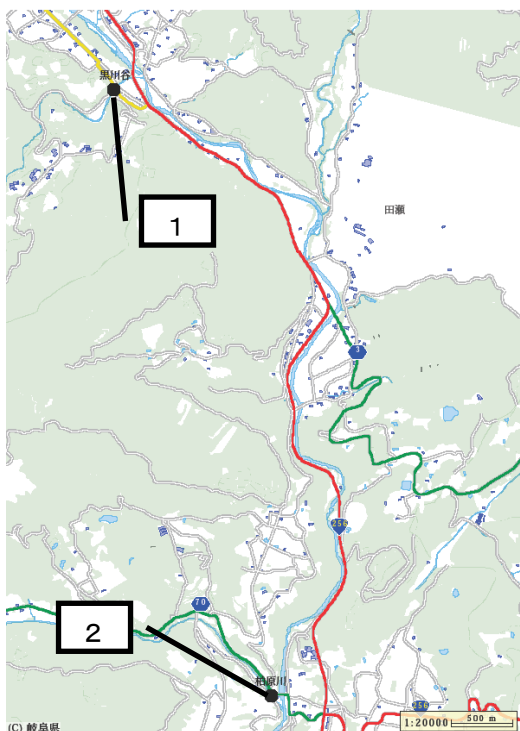
苗木地区は狩宿川と麦搦川が流れており、麦搦川が狩宿川に合流し付知川へ流入しています。苗木地区には大規模な排水をもつ工場等が無く、河川汚濁の発生源は、主に農業や家庭からの生活排水です。

付知、福岡地区には、付知川が縦断しており、柏原川等がそれぞれ合流しています。

BOD経年変化（年平均値）



河川採水調査地点



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	黒川谷	付知川合流前 (新黒川橋下)	—
2	柏原川	付知川合流前 (朝日橋下)	—

番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
3	木曾川中流	美恵橋 (県・市採水)	A
4	付知川	木曾川合流前 (県採水)	A
5	狩宿川	付知川合流前 (三郷橋下)	—

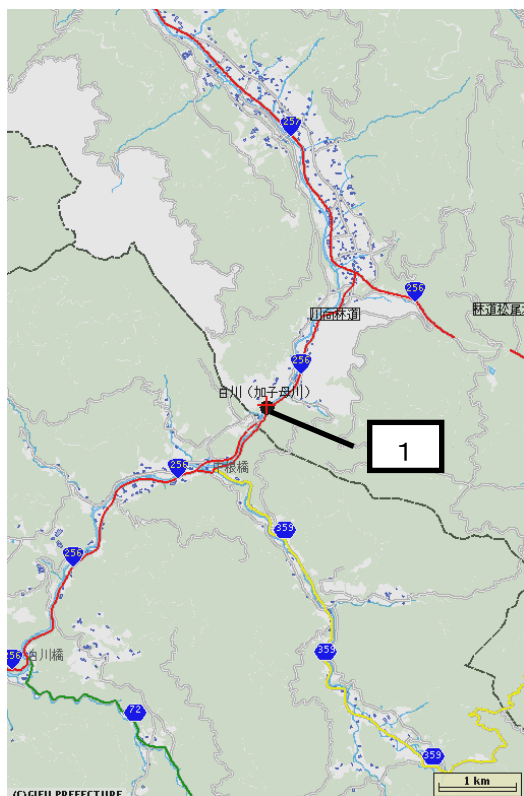
ウ) 白川水系（加子母地区）

加子母地区を流れる白川（加子母川）が東白川村を通過して白川町で飛騨川と合流し、可児市、美濃加茂市境で木曽川に合流しています。

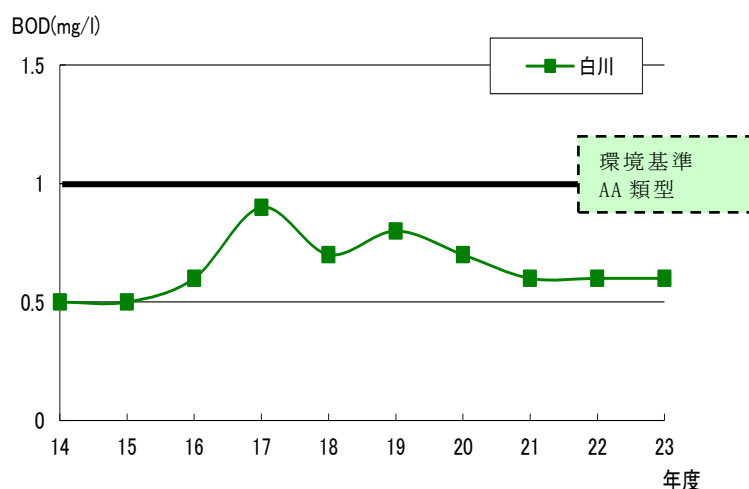
旧加子母村、白川町、東白川村では平成11年7月に「かしも・白川流域連合協議会」を設立し、白川の河川浄化に努めてきました。平成12年3月31日には水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する「生活排水対策重点地域」として指定を受け、平成14年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、流域の生活排水対策を推進しています。

なお、加子母地区には、付知川の方の源流がありますが、そのほとんどは国有林内であり、生活排水は流入していません。

河川採水調査地点



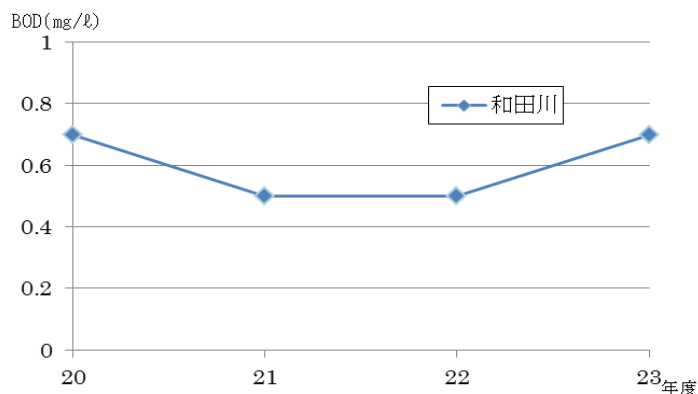
BOD経年変化（年平均値）



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	白川（加子母川）	下中島橋下（角領地区）	AA

エ) 和田川水系

蛭川地区を流れる和田川は、木曽川に流入しています。なお、水質測定は平成20年度より実施しています。



オ) 千旦林川水系（坂本地区）

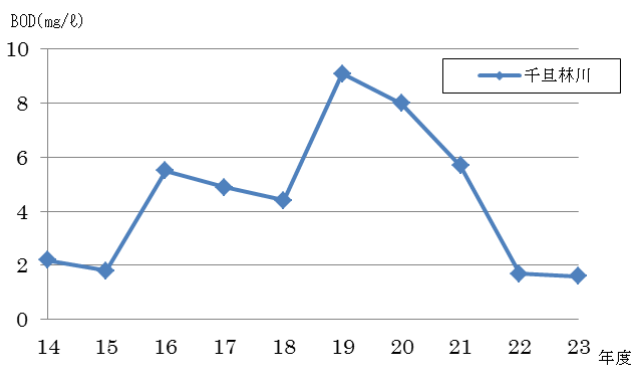
坂本地区には、千旦林川と坂本川が流れており、坂本川は千旦林川に合流し、木曾川へ流入しています。

この流域には中核工業団地などがあり、汚濁の発生源は工場、事業場、農業、生活排水が主なものとなっています。千旦林川の汚濁の状況に関しては、下水道の整備の遅れ、また事業所排水が原因と考えられる上昇が平成16年度に見られ、県と共同で施設改善指導を実施しました。その結果平成17年度夏以降には改善傾向が見られましたが、平成19年度に入り再び測定数値が上昇しました。その後坂本地区においては下水道整備が行われ、年々数値は下がってきています。

河川採水調査地点



BOD 経年変化（年平均値）



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	千旦林川	木曾川合流前	-

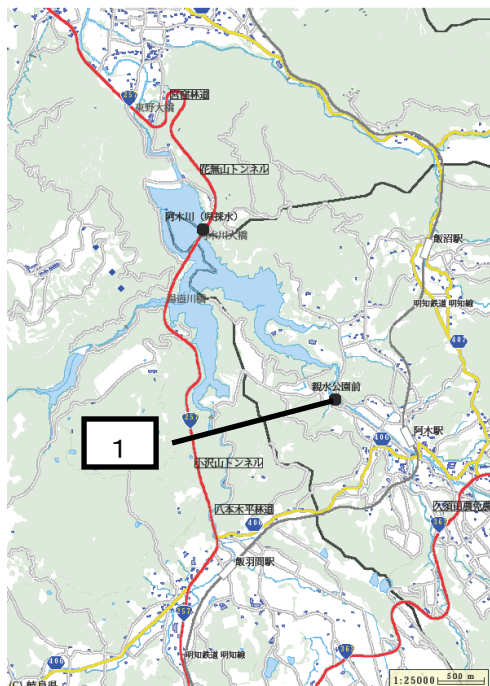
カ) 阿木川水系

阿木地区を流れる久須田川、寺川が阿木川へ合流し、その後恵那市を通り木曾川へ合流します。

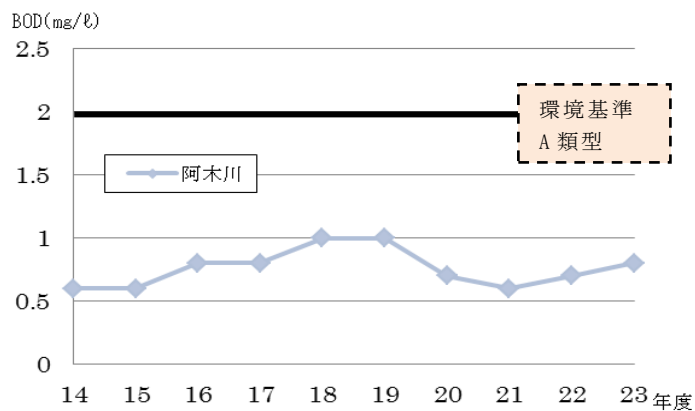
また、野田川は阿木川ダム湖に流入し、飯沼川は恵那市内で阿木川に合流します。

この地区は農業地域であり、大規模な排水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は主に農業や家庭からの生活排水です。

河川採水調査地点



BOD 経年変化（年平均値）

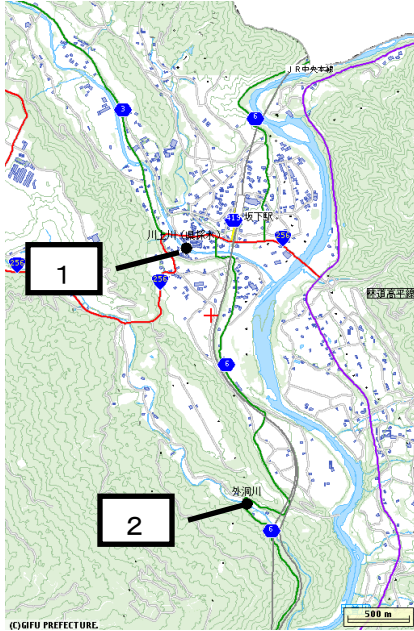


番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	阿木川	阿木川ダム湖 親水公園前	A

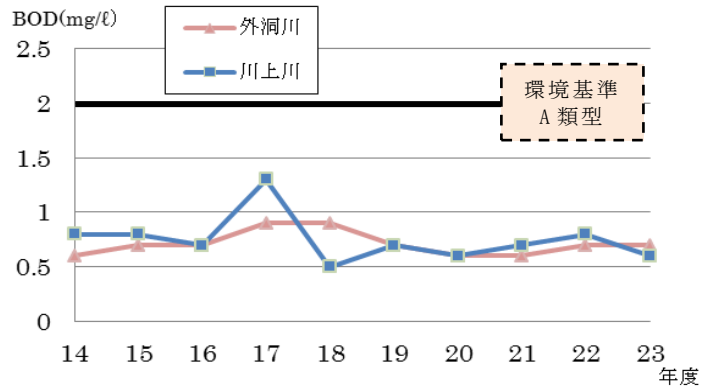
キ) 川上川水系

川上地区を流れる川上川は、坂下地区を縦断し、木曽川に合流します。また、坂下地区南部には、外洞川が木曽川へ直接合流します。

河川採水調査地点（坂下地区）



BOD 経年変化

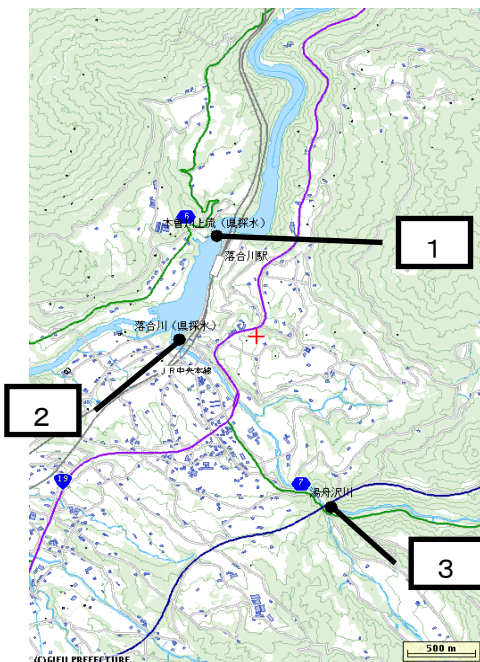


番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	川上川	木曽川合流前（柳渡橋下） （県採水）	A
2	外洞川	木曽川合流前（横吹2号橋下）	—

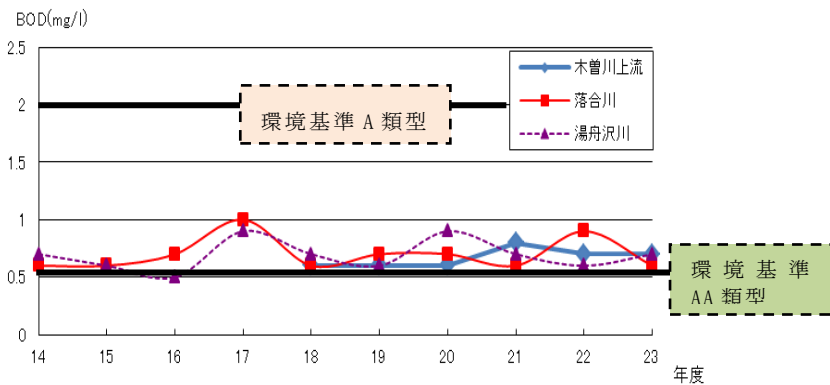
ク) 落合川水系（落合地区・神坂地区・山口地区）

この地域では、牧沢川や島田川（馬籠地内）が湯舟沢川（神坂地区）へ合流し、湯舟沢川もまた落合川（落合地区）へ合流、その後、落合ダムで木曽川へ流入しています。これらの地区には大規模な排水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は、農業や家庭からの生活排水が主です。

河川採水調査地点（落合地区）



BOD 経年変化（年平均値）



番号	採水箇所名	採水場所	水質類型
1	木曽川上流	落合ダム（県採水）	A A
2	落合川	木曽川合流前 （県採水）	A
3	湯舟沢川	落合川合流前	—

③底質調査

中津川(木曾川合流前)で年に1度、河川底質の汚濁状況等を調べるため底質調査を実施しています。

底質の環境基準としては、PCB・アルキル水銀の底質暫定除去基準がありますが、いずれも基準以下でした。

中津川(木曾川合流前)底質調査経年データ

項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
カドミウム (mg/kg)	0.1 未満	0.08	0.07	0.05 未満	0.05
鉛 (mg/kg)	3.4	6.6	3.1	2.9	3.2
総水銀 (mg/kg)	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルキル水銀化合物 (mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
PCB (mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
全窒素 (mg/kg)	250	960	320	160	160
全燐 (mg/kg)	210	330	240	140	130
硫化物 (mg/kg)	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
銅 (mg/kg)	5.6	9.9	6.2	4.9	4.5
亜鉛 (mg/kg)	39	63	39	42	35
ニッケル (mg/kg)	2.9	4.5	2.4	2.7	1.9
強熱減量 (%)	1.1	2.4	0.8	0.9	0.7
総クロム	4.1	7.4	3.9	4.2	3.2

※「底質の暫定除去基準について(昭和50年 環水管第119号)

水銀を含む暫定除去基準：25ppm以上/ PCBを含む暫定除去基準：10ppm以上

④水生生物調査(カワゲラウォッチング)

平成23年度は、四ツ目川、千旦林川、落合川、加子母川、付知川、川上川の6河川にて水生生物調査(カワゲラウォッチング)を実施しました。水生生物調査とは、河川に棲む水生生物を調べることにより、河川の長期的な水質状況を確認し、水質の保全や浄化の重要性について考えてもらうことを目的としており、小・中学校の総合学習や公民館事業の子ども向け講座として調査を実施しています。

今年度調査を実施した水質はきれいな状態でした。工場から出る排水だけでなく、家庭から出る洗濯水、風呂場での排水、流しに捨てられる飲み残しの汁物などの雑排水も川が汚れる原因となります。下水道整備を推進して河川の水質改善を図るとともに、市民一人ひとりが汚れた水を流さないよう心がけ、環境を良くしていこうと努力することが大切です。

水生生物調査結果

			21年度	22年度	23年度
中津地区	中津川	市役所前	I	I	
		市役所横		I	
	四ツ目川	昭和橋付近	I	I	I
苗木地区	麦搦川	上流	I		
		下流	III		
坂本地区	千旦林川			I	I
落合地区	落合川	落合中学校横	I	I	I
阿木地区	阿木川	さざなみ親水公園	I		
坂下地区	川上川	坂下小学校横	I	I	I
川上地区	川上川	壁沢川	I		I
加子母地区	加子母川	南部清水苑横		I	I
付知地区	付知川	付知北小学校	I		
		付知南小学校		I	
福岡地区	付知川	高山小学校	I	I	
		福岡小学校			I
		下野小学校			I
	田之尻川	田之尻地区	I	I	
蛭川地区	和田川	かんばせ橋付近	I		
		町切川		I	
		今洞辻屋橋付近		I	

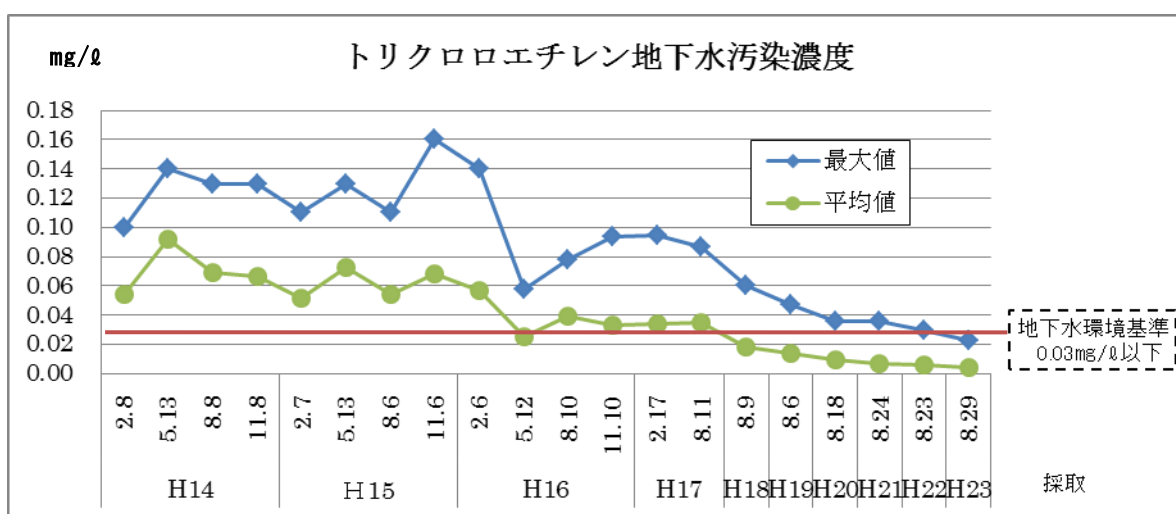
※調査結果 I：きれいな水/II：少しきたない水/III：きたない水/IV：大変きたない水

⑤トリクロロエチレンによる地下水汚染

平成13年2月に中津地区東部で地下水の水質汚濁に係る環境基準（0.03 mg/ℓ 以下）を上回るトリクロロエチレンが検出され地下水の汚染が判明しました。

そのため、岐阜県と協働して発生源の追跡調査を実施しましたが、特定が出来ず現在に至っていることから、地域住民に対しては環境基準を超過した井戸水はもちろん、検出された井戸水についても飲用は避け、水道水を使用するよう指導をしてきました。

また、地下水のトリクロロエチレン濃度状況と汚染の広がりを監視するため、平成19年度からは、初動調査時に環境基準を超えていた井戸10ヶ所について、水質調査を実施し継続的な監視を行っています。今年度の調査結果では、環境基準を超える井戸はなく、同物質濃度は全体として減少傾向にあることを確認しました。



※ 地下水環境基準（飲用基準）

0.03 mg/ℓ 以下

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（告示 H9.3.13）

トリクロロエチレンとは・・・

水に溶けにくく、油分をよく溶かす性質から、金属機械部品などの洗浄剤（脱脂）やドライクリーニングなどに使用されています。肝臓や腎臓に障害を及ぼす危険があると文献にはありますが、日本では、この物質が原因で障害が起きたという報告はありません。

3. 騒音

(1) 騒音公害の概要

「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といますが、それが好ましいか、好ましくないかは、それを聞く人の主観的、感覚的な判断によります。とはいえ、大多数の人に好ましくない音は現に存在しており、中でも事業活動、その他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる騒音で、人の健康または生活環境に被害を与えるものがあります。

騒音の内容としては、工場等を発生源とするものから、建設作業騒音、自動車騒音、深夜営業騒音、宣伝放送による騒音、近隣生活騒音など、実に幅が広いのが実情です。

平成23年度は、一般地域3ポイント、道路に面する地域1ポイントについて環境騒音測定を実施しました。また、騒音苦情は7件あり、発生源に対し指導等を行いました。

最近の騒音苦情の特徴の一つとして、法の規制対象外である家庭からでる機械音などによる近隣騒音も発生しており、静穏な住居環境を保全するためには市民一人ひとりが近隣騒音の防止に留意するなどの心がけが大切になっていると思われます。

(2) 環境騒音の状況

①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

一般地域として、市内3地点で測定を実施しました。その結果一色公園では、環境基準を達成できませんでした。

環境基準の達成状況

(単位：dB)

測定地点	測定結果 (等価騒音レベル)	環境基準 達成状況	類型	環境基準 (6時～22時)	備考
一色公園	56.9	×	B	55以下	昼間(6時～22時) の時間帯について 測定・評価
市役所北分室	57.4	○	C	60以下	
大平クラブ	51.7	○	A	55以下	

※ A類型地域：専ら住居の用に供される地域
B類型地域：主として住居の用に供される地域
C類型地域：住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する地域

道路に面する地域における環境騒音については、岐阜県は平成17年度より点的評価(※1)から面的評価(※2)にて測定結果の評価を行っています。また、測定箇所は以前、市で2地点を選定し測定していましたが、内1地点を県が測定することとなったため、平成17年度からは市が1地点を測定しています。

市の測定地点の測定結果は環境基準を達成していました。

※1点的評価：地域を代表する地点の発生源(自動車)からの騒音測定結果を環境基準と比較して環境基準達成率を求める方法

※2面的評価：自動車騒音の減衰(発生源(自動車)からの距離、遮蔽物の有無、垂直距離、低騒音舗装等の道路構造等)を考慮し、沿道50mの範囲の各戸の騒音(推計値)を求め、環境基準と比較して、その達成率を求める方法

環境基準の達成状況

(単位：dB)

測定地点	測定結果（等価騒音レベル）		環境基準 達成状況	類型	環境基準	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
国道19号落合地内 下落合交差点と沖田 交差点の間	70.7	68.9	○	C	75以下	70以下

騒音に係る環境基準

《一般地域》

(単位：dB)

地域類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	医療施設が設置され地域などの静穏を要する 地域（中津川市は該当なし）	50以下	40以下
A及びB	騒音規制法の区域の区分のうち第一種地域と 第二種地域	55以下	45以下
C	騒音規制法の区域の区分のうち第三種地域と 第四種地域	60以下	50以下

《道路に面する地域》

(単位：dB)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

※ 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

《幹線交通を担う道路に近接する空間》

(単位：dB)

基準値	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）に よることができる。	

※「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

4. 悪臭

(1) 悪臭公害の概要

悪臭の判断は人の感覚により直接感知されますが、人の嗅覚には著しい個人差があります。また、工場をはじめ、商店・飲食店・家庭生活等、実に多種多様な臭いが発生しているとともに、悪臭のほとんどが低濃度の複合臭であるため、規制・対応が非常に難しい状況です。

(2) 悪臭苦情

平成23年度の悪臭苦情は3件あり、その内訳は事業所に起因するものが2件、生活系に起因するものが1件となっています。これらの苦情に対しては、それぞれ発生源者に対し改善指導を行ないました。

悪臭苦情の発生源は実に多種多様に渡っています。また、工場・農地・畜産・住宅の混在する地域が増え、今後苦情が増加していくことが考えられます。その反面、原因不明の場合や、規制の対象外の場合、または規制物質であっても規制の基準値内であっても苦情が発生する場合など、対策が非常に難しくなっています。

(3) 悪臭の規制

市が告示した「悪臭物質の規制基準」において、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の規制基準が設定されています。住民の生活環境を保全するため、規制地域が指定されており、中津川市は全域がこの指定地域となっています。

悪臭物質の規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	規制基準値	においの特徴
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれたくつ下のにおい
イソ吉草酸	0.001	むれたくつ下のにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレールアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい

5. 公害苦情

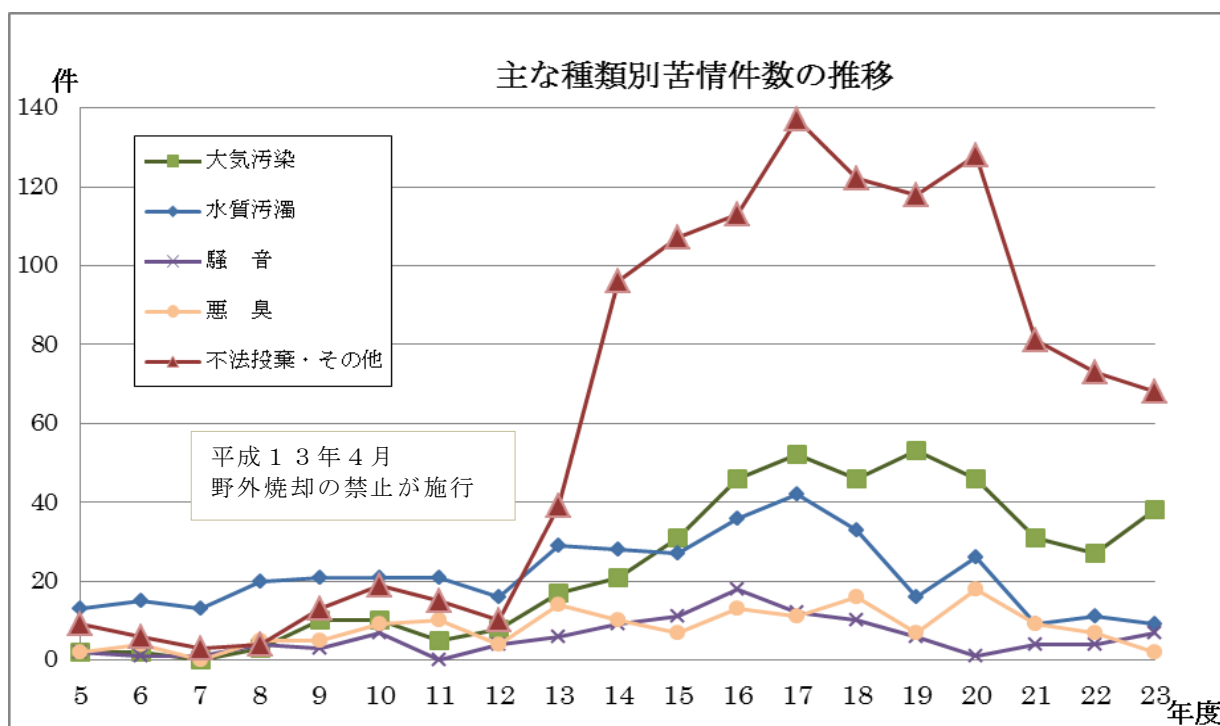
(1) 苦情件数の推移

平成23年度に受け付けた公害苦情は合計124件で、前年度と横ばい状況です。

平成13年度の法改正による野外焼却の禁止に伴い、不法投棄や野焼きの苦情が増加していましたが、苦情ピーク時の平成17年度と比較すると、野外焼却及び不法投棄に対する苦情が半減しており、苦情件総数が約半数に減少しています。

公害苦情件数の推移

年度	公害苦情相談件数 (件)	対前年度増減率 (%)	平成17年度対比 (%)
17	257	12.2	—
18	227	△11.7	88.3
19	200	△11.9	77.8
20	219	9.5	85.2
21	134	△38.8	52.1
22	123	△8.2	47.9
23	124	△0.8	48.2



平成13年4月より野外焼却が禁止されて以来、違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられており、一向に苦情が減ることはありません（大気汚染として分類）。

また、焼却炉の使用ができなくなったことなどより、不法投棄の件数も増加しました。ピーク時に比べると、件数は減少しているものの、苦情件数は一番高くなっています。

地域のステーションについても、他地区の住民からごみが出されていたり、分別されていないごみが置かれるなど、ごみの出し方が徹底されていないことが多いです。ごみの出し方・マナーについて、周知を図っていく必要があります。

① 典型7公害

平成23年度の公害苦情（124件）のうち、「典型7公害」の苦情件数は56件（全公害苦情件数の45.2%）で、前年度に比べ6件増加しました。平成23年度の典型7公害の苦情を種類別にみると、大気汚染38件（典型7公害苦情件数の68%）と最も多く、次いで水質汚濁9件（16%）、騒音が7件（13%）、となっています。

最も苦情件数が多かった大気汚染のすべては、野外焼却に関するものでした。違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられています。

② 典型7公害以外

廃棄物の不法投棄、害虫の発生など「典型7公害以外」の苦情件数は68件（全公害苦情件数の54.8%）で、全て廃棄物の不法投棄に関わるもので、前年度に比べ5件減少しました。

区分 年度	典型7公害							典型7公害以外		総数
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	廃棄物投棄	その他	
17	52	42	12	0	11	3	0	120	17	257
18	46	33	10	0	16	0	0	98	24	227
19	53	16	6	0	7	0	0	115	3	200
20	46	26	1	0	18	0	0	120	8	219
21	31	9	4	0	9	0	0	71	10	134
22	27	11	4	1	7	0	0	68	5	123
23	38	9	7	0	2	0	0	68	0	124

※典型7公害：大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下

6. リサイクルと廃棄物

(1) リサイクル事業

① 集団資源回収の奨励

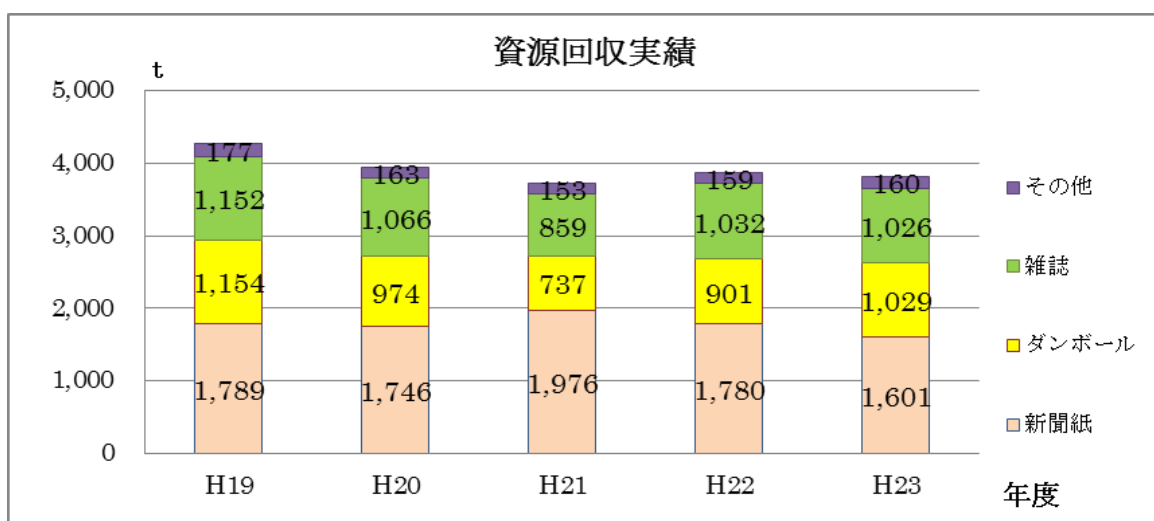
中津川市では、小中学校のPTAや子供会・老人会等による集団資源回収（廃品回収）活動が行われています。集団資源回収はごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築および生活環境の保全を図ることができる有意義な活動と考えています。また、子供の頃からの環境保全及び、ごみ減量に対する考え方や地域への行事参加も大切と考えています。そこで、集団資源回収を実施している団体に下記のように奨励金を交付し、活動の支援をしています。

対象品目：ダンボール・新聞紙・雑誌・缶類・ビン類・布類・牛乳パック等
 奨励金額：5円/kg

集団資源回収量

(単位：kg)

	H19	H20	H21	H22	H23
中津川	3,208,041	2,859,418	2,718,895	2,775,369	2,681,095
坂下	256,013	220,106	232,315	228,267	293,536
川上	40,014	38,425	36,671	33,356	44,358
加子母	154,277	149,113	143,345	136,381	131,547
付知	155,229	164,243	97,052	177,476	150,198
福岡	236,564	308,758	310,362	319,145	312,433
蛭川	172,848	162,442	141,837	154,479	147,933
山口	49,212	46,205	44,080	47,680	55,080
合計	4,272,198	3,948,690	3,724,537	3,872,154	3,816,180



②リサイクルボックスの活用

市では、家庭から出る紙類などを集団資源回収に出せなかった、又は保管しきれない量になった場合に活用できるよう、リサイクルボックスを下表の場所に設置しています。

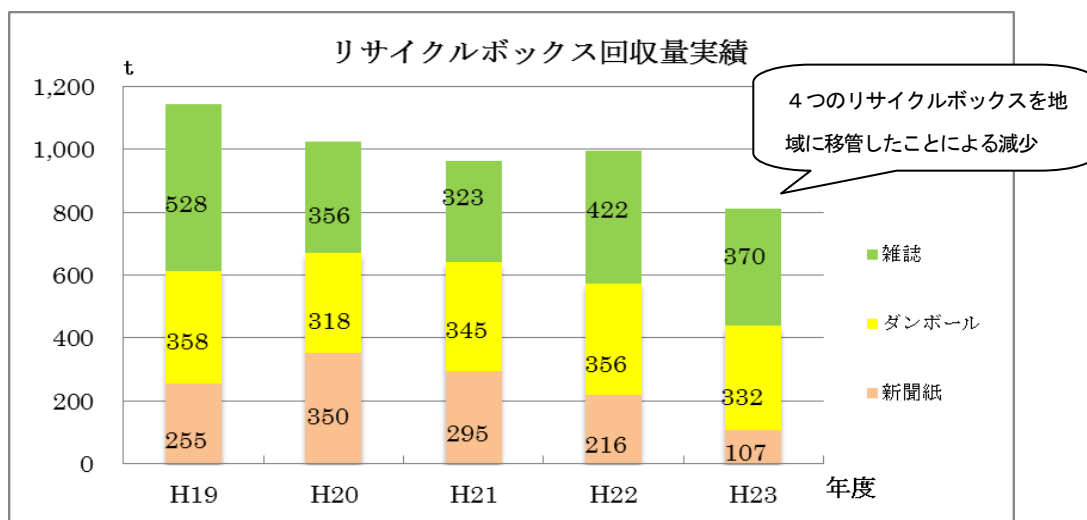
公共施設のリサイクルボックス設置箇所、収集品目および開放時間

建物名称	所在地	収集品目					開放時間
		新聞	雑誌	ダンボール	食品トレイ	牛乳パック	
1 市役所（サーラちゃんボックス）	中津川市かやの木町 2-1	○	○	○	○	○	終日
2 坂本コミュニティセンター	中津川市千旦林 1197-10	○	○	○	○	○	AM8:30～PM5:15
3 阿木コミュニティセンター	中津川市阿木 33	○	○	○	○	○	AM8:30～PM5:15
4 神坂コミュニティセンター	中津川市神坂 294-2	○	○	○	○	○	終日
5 中央公民館	中津川市本町 2-4-20 (かやの木教室敷地内)	○	○	○	○	○	終日
6 サンライフ中津川	中津川市手賀野 173-1	○	○	○	○	○	終日
7 桃山公園	中津川市駒場 1606-3 (桃山公園駐車場内)	○	○	○	○	○	火曜日～日曜日(*1) AM9:00～PM5:00
8 付知総合事務所	中津川市付知町 5756	○	○	○	○	○	終日
9 蛭川総合事務所	中津川市蛭川 2178-8	○	○	○	○	○	終日
10 加子母総合事務所	中津川市加子母 3519-2	○	○	○	○	○	終日
11 馬籠自然休養村センター	中津川市馬籠 4797-1	○	○	○	○	○	終日
12 付知リサイクル倉庫(*2)	中津川市付知町 5区	○	○	○	○	×	毎月4回(指定日)

*1) 子ども科学館休館日は除きます。

*2) 付知リサイクル倉庫では、上記の収集品目の他に、資源(硬質)ごみと有害ごみも出すことができます。

※この他にも、地区管理のリサイクルボックスが平成23年度末現在で41施設あります。

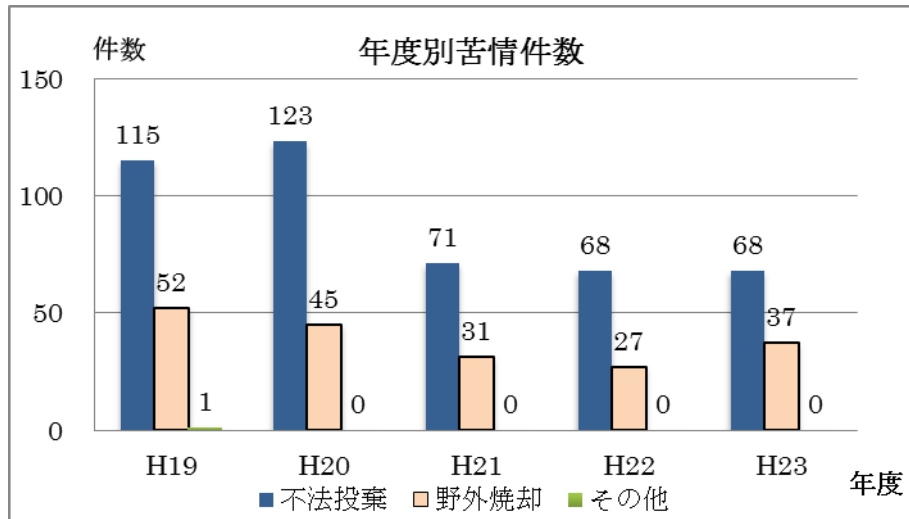


(3) 不法投棄等の苦情処理件数

不法投棄や野外焼却の苦情については、多少の増減はあるものの、一向に無くなることはありません。

野外焼却については、地域間のコミュニケーションの希薄や、田畑等からの宅地開発したことに伴う苦情が増えています。また、不法投棄については、ごみの分別方法の周知不足や個人のマナーの問題が考えられます。個人個人の意識啓発を促していく必要があります。

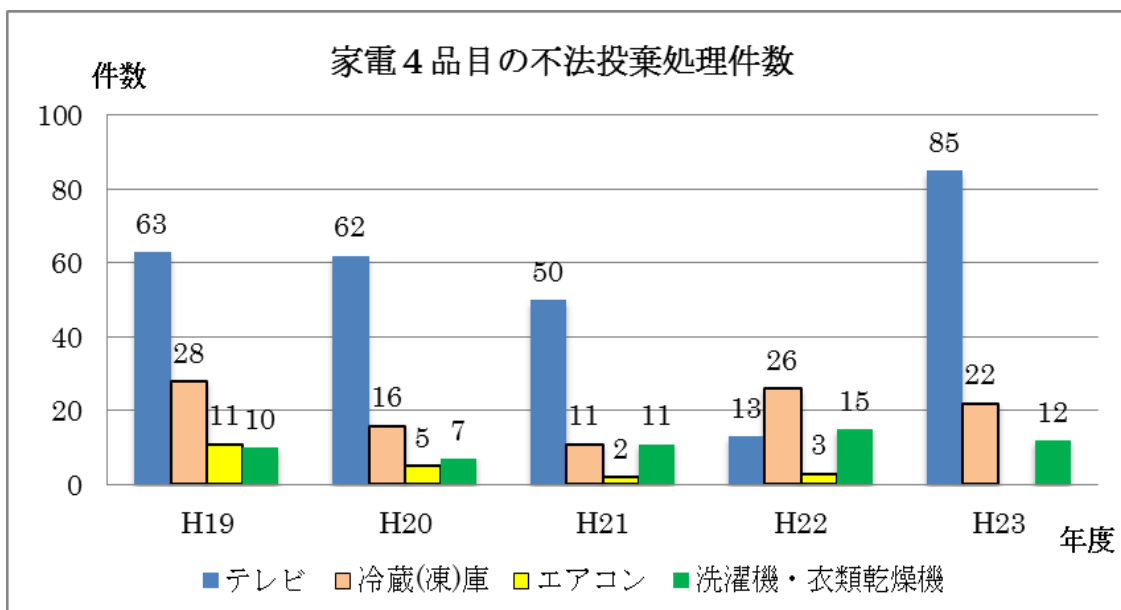
不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄重点地域を中心に不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を未然に防いでいかなければいけないと考えています。また、「地域環境は、地域で守る」ことも大切ですので、区長さんや住みよい環境づくり推進員さんと地域住民との協力体制を強化し、パトロール等を実施していただくことも大切であると考えています。



(4) 家電4品目の不法投棄処理件数

平成13年4月1日より、家電リサイクル法が施行され、テレビ・冷蔵(凍)庫・エアコン・洗濯機はリサイクルすることが義務付けられました。また、平成21年4月1日より、テレビ(液晶・プラズマ式)及び衣類乾燥機が追加されました。これらを処分するときは、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。

広報等を通じ不法投棄は犯罪であること、また家電リサイクル法について啓発していく必要があります。



7. その他

騒音振動法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」が平成23年8月26日に成立し、これまで都道府県が行っていた騒音・振動・悪臭に係る規制地域の指定等の事務が、平成24年4月1日から市へ権限移譲されることとなりました。

これを受け、中津川市では規制地域等の指定等の告示を行いました（告示日：平成24年3月30日。施行日：平成24年4月1日。）。なお、規制基準及び規制地域については、岐阜県の指定をそのまま引き継ぎました。

	中津川市告示 (平成24年4月1日施行)	岐阜県告示 (旧規制内容)
騒音	騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成24年中津川市告示第18号）	騒音に係る環境基準の地域類型の指定（昭和52年岐阜県告示第57号）
	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定（平成24年中津川市告示第19号）	騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（昭和44年岐阜県告示第486号）、特定工場等に係る騒音の規制基準の告示の区分指定（昭和44年岐阜県告示第484号）
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定（平成24年中津川市告示第20号）	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定（昭和47年岐阜県告示第218号）
	自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定（平成24年中津川市告示第21号）	騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定（平成12年岐阜県告示第259号）
振動	振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定（平成24年中津川市告示第22号）	振動規制法に基づく規制地域の指定（昭和53年岐阜県告示第153号）、振動規制法に基づく振動の規制基準（昭和53年岐阜県告示第154号）
	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定（平成24年中津川市告示第23号）	振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定（昭和53年岐阜県告示第155号）
	自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分の指定（平成24年中津川市告示第24号）	振動規制法施行規則別表第2備考1の規定による区域及び同表備考2の規定による時間の指定（昭和53年岐阜県告示第156号）
悪臭	悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定（平成24年中津川市告示第25号）	悪臭物質の排出を規制する地域の指定（昭和47年岐阜県告示第1012号）、悪臭物質の規制基準（昭和47年岐阜県告示第1013号）

1. 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

(中津川市告示 第18号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に基づく規制地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項に基づく区域の区分(以下「区域区分」という。)が第1種区域である地域及び区域区分が第2種区域である地域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定に基づき第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第2種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

備考

都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2. 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定

(中津川市告示 第19号)

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく騒音の規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

(騒音の規制地域)

第1条 騒音規制法第3条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別表に掲げる地域とする。

(特定工場等に係る騒音の規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。

時間 の区分	昼間 (午前8時 から午後7 時まで)	朝夕 (午前6時 から午前8 時まで 午後7時か ら午後11時 まで)	夜間 (午後11時 から翌日の 午前6時ま で)
区域の 区分			
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(区域の区分)

第3条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、別表に掲げるとおりとする。

2 市長は、前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域を示す図面を、生活環境部環境政策課において一般の縦覧に供する。

別表

区域の区分	地域
第1種区域	東町四番、五番、東宮町八番、日の出町五番、中津川のうち字鳥居及び字竹ヶ端の各全部 中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川のうち字大西、字北野、字上金、字大明神、字山の田、字口一色、字下沢、字上金往還上、字新田、字島田、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字井の上、字原、字恵下、字大久後、字松田、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大岩、字大平、字大峽、字後洞、字松源寺、手賀野のうち字上巾及び字東原の各一部
第2種区域	北野町一番から三番まで、中川町一番、二番、宮前町三番、えびす町七番、東宮町二番から七番まで、西宮町二番、三番、五番、八幡町一番から四番まで、昭和町、花戸町、日の出町一番から四番まで、中津川のうち

<p>字丸山、字子野、字地藏堂、字妙ヶ峯、字塞の神、字高橋、字中切、字中島、字正ヶ根、字天王平、字餅穴、字杉ヶ沢、苗木、瀬戸、落合、神坂、飯沼、手賀野のうち字中沼、字原、字斧戸、坂下のうち字上鐘、字樋ヶ沢、字谷、字松源地、字島井田、字八幡、字時鐘、字赤田、字矢測、字下平、字樺の木、字上外、字二股、字高峰平、字高峰山、字井汲、字成栗、字法力屋、字堀懸、字新谷、字新田、字切田、字道垣外、字向山、上野のうち字上外、字下外、字大沼、字丸根、字西田、字椀ノ木、字山田、加子母のうち字杉ヶ平、字アハラ、字中筋、字起シ、字上下島、字下モ木戸、字池ノ上、字大沼、字花ノ木、字田尻、字池ノ森、字森ノ外、字山木戸、字堂垣戸、字神ノ木、字高ボタ、字洞、字西、字西下モ屋、字下モ屋、字小和知野、字起垣戸、字辻、字小松屋、字小立、字森、字辻屋、字寄木、字中畑、字室屋、字溝畑、字石飛、字籠藪、字横井、字岩屋、字稲場、字鎌井野、字野尻、字浅島、字生湯、字小島、字多谷、字清水、字正外野、字梅ノ木、字高屋、字炭焼渡、字北垣戸、字宮下、字中屋、字落田、字差出、字柳平、字郡上島、字下島、字井上、字田ノ頭、字牧戸、字起野、字万才池、字鳥洞、字平垣戸、字亀屋、字宮下脇、字岩倉、字下番田、字宮下、字上垣、字宮洞、字栃本、字米野、字岩野、字起畑、字尾岩、字竹ノ越、字中下、字尾城、字福崎、字中島、字田口前、字長島、字鍛冶屋田、字古籬、字諸田、字岩泉、字森泉、字林垣戸、字吉田、字酒屋、字田ノ上、字小平、字祢宜屋、字井垣戸、字桑名屋、字太田、字藤井、字豊島、字三沢、字白谷、字井尻、字藤ノ木、字宮脇、字八幡、字五斗蒔、字堀田、字岩田、字外谷、字小瀬、字桜ノ木、字松ノ木瀬、字吉原、字飯島、字砂場、字金本、字西ノ上、字尾山、字野中、字下吉本、付知町のうち字猪ヶ馬場、字島畑、字宮島、字分田、字御堂垣戸、字平作垣戸、字大起、字宮ノ上、字紙漉垣戸、字楨立、字下夕野、字護山、字樋口、字御堂後、字倉屋、字向山、字池島、字小草場、字武佐原、字万場、字端小屋、字巾垣戸、字広島野、字柏洞、字澤渡、字竹端、字屋敷垣戸、字田ノ上、字上野、字下夕向、字葦原、字田尻、字谷端、字橋詰、字楨ヶ平、字暮鐘、字蘭木、字岩屋、字山本、字曾利免、字富田、字藤山、字下井戸、字大西、字山手、字飛羅、字柿ヶ下、字大ヶ平、字廣谷、字尾ヶ平、字下夕平、字長峰、字ツヅラヤブ、字龍野、字諸田、字口田、字新田、字中屋、字向畑、字小栗山、字下夕屋、字野、字立ノ神、字野中、字大野、字櫛下、字島田、字菓子上、字堀端、字石鋪、字寺畑、字大新田、字林、字松葉、字中田、字寺山、字木ノ下、字桜田、字田ノ尻、字野尻、字笠屋、字黒川、字河原、字熊倉、字廣野、字中畑、字大畑、字長手、字百田、字吉原、字堀田、字清吉畑、字馬道、字起、字吉本、字宮ノ越、字児安沼、字白沢、字安樂満、</p>	<p>字中段、字水上、字松原、字小林、字洞垣内、字立林、字鳥屋脇、字中野、字倉柱、字正ヶ脇、田瀬、下野、福岡、高山、蛭川のうち字櫻本、字中切、字笹場、字殿塚、字下海渡、字尾越、字棚田、字鳩吹、字旗巻淵、字坊之前、字下澤及び字岩谷の各全部</p> <p>中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川字大西、字連理、字北野、字上金、字口一色、字一色、字野中、字地毛名、字下実戸、字厩の下、字下沢、字起、字上金往還上、字新田、字山の田、字島田、字井の上、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字原、字恵下、字大久後、字松田、字尾外岩、字坊垣外、字前山、阿木、駒場のうち字大道上、字大岩、字大平、字大峽、字後洞、字松源寺、字上宿道上、字上宿道下、字西山、手賀野のうち字上巾、字下巾、字島崎、字狐塚、字東原、字円通寺、字西沼、字会所沢、字小向井、千旦林、茄子川、坂下のうち字保ヶ山、字小田、上野のうち字上中尾、字下中尾、川上のうち上平、森平、タハタ、奥屋、加子母のうち字牧、字神田向、字島、字谷向、字山下、字小和知東、字渡場、字吉本、字向、字渡合、字上平、字向畑、字木曾越、字桑原、字村上、字神田、字須母田、字正元、字角田、字坂本、字中山、字薙野、字上垣戸、字下中島、字池田、字板ノ木、字吉金、付知町のうち字下浦、字高畑、蛭川のうち字稲舟、字今洞、字柏ヶ根、字岩久良、字矢柱、字奈良井、字樺瀬、字長瀬、字岩伏、字東下澤、字一ノ瀬、字鳥澤、字田原、字宮ノ前、字新田、字弓場、字上野木、字奥渡、字押手、字向山、大字山口及び大字馬籠の各一部</p> <p>第3種区域 小川町一番、桃山町一番、二番、栄町、太田町一丁目から三丁目まで、新町、淀川町、東町一番から三番まで、東宮町一番、えびす町一番から六番まで、津島町、柳町、本町一丁目から四丁目まで、西宮町一番、四番、駒場町二番から四番まで、かやの木町一番、二番、八幡町五番、六番、駒場字青木、坂下のうち字大門、字町平、字宮ノ前、字島平、字上握、字下握及び字下島の各全部</p> <p>小川町二番、駒場町一番、かやの木町三番、中津川のうち字下川原、字連理、字野畔、字下沢、字起、字野中、字島田、字法導寺、字井の上、字井の下、字一色、字松田、字新田、字上金往還上、字上金、字山の田、字大明神、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大道上、字後洞、字上宿道上、字上宿道下、字大平、手賀野のうち字下巾、字上巾、字島崎、字狐塚、字西沼、字会所沢、字小向井、字円通寺、千旦林のうち字横打、字山塚、茄子川字中垣外、坂下のうち字徳野及び字大沼の各一部</p> <p>第4種区域 桃山町三番、駒場字京田、坂下のうち字和</p>
--	--

	<p>合、字上新田、字下新田、字相沢、字中之垣外、字下高辺、字上高辺、字小田垣外、字島、字大岩、字中原、字上原及び字前平の各全部</p> <p>小川町二番、駒場町一番、中津川のうち字島田、字洞田、字尾外岩、駒場のうち字安森、字大道上、手賀野字下巾、茄子川字中垣外及び坂下字西高辺の各一部</p>
--	---

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

3. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第20号)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る告示(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定により指定する区域を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第1条により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域
- 2 区域区分が第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね80メートルの地域

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

4. 自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定

(中津川市告示 第21号)

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)の別表備考の規定により、a区域、b区域及びc区域を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

区域	該当地域
a 区域	1 騒音第1種区域である地域 2 騒音第2種区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により、第1種中高層住宅専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
b 区域	騒音第2種区域である地域(a区域である地域を除く。)
c 区域	騒音第3種区域又は騒音第4種区域である地域

備考

この表において「騒音第1種区域」、「騒音第2種区域」、「騒音第3種区域」及び「騒音第4種区域」とは、それぞれ、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

5. 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定

(中津川市告示 第22号)

振動規制法(昭和51年法律第64条)に基づく規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

(振動の規制地域)

第1条 振動規制法第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域(以下「指定地域」という。)は、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第1条に定める地域とする。(特定工場等に係る振動の規制基準)

第2条 振動規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分		昼間 (午前8時から 午後7 時まで)	夜間 (午後7時 から 翌日午前 8時まで)
種別	該当地域		
第1種 区域	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域及び第2種区域である地域	60デシベル	55デシベル
第2種 区域	区域区分が、第3種区域及び第4種区域である地域	65デシベル	60デシベル

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

6. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第23号)

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により指定する地域を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第22号)第1条の規定により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域
- 2 区域区分が、第4種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の地域

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

7. 自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分等の指定

(中津川市告示 第24号)

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1の規定により市長が定める区域及び同表備考2の規定により市長が定める時間の区分を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

1 区域

(1) 第1種区域

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第22号)第1条の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域及び第2種区域である地域

(2) 第2種区域

指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

2 時間

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日午前8時まで

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

8. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定

(中津川市告示 第25号)

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)及び同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質の規制基準を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

1 規制地域

市内全域

2 規制基準

(1)工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

ア アンモニア	1 ppm
イ メチルメルカプタン	0.002ppm
ウ 硫化水素	0.02ppm
エ 硫化メチル	0.01ppm
オ 二硫化メチル	0.009ppm
カ トリメチルアミン	0.005ppm
キ アセトアルデヒド	0.05ppm
ク プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ケ ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
コ イソブチルアルデヒド	0.02ppm
サ ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
シ イソバレルアルデヒド	0.003ppm
ス イソブタノール	0.9ppm
セ 酢酸エチル	3ppm
ソ メチルイソブチルケトン	1ppm
タ トルエン	10ppm
チ スチレン	0.4ppm
ツ キシレン	1 ppm
テ プロピオン酸	0.03ppm
ト ノルマル酪酸	0.002ppm
ナ ノルマル吉草酸	0.0009ppm
ニ イソ吉草酸	0.001ppm

(2)工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質の当該排出施設の排出口における排出基準

ア 次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He イに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Cm (1)に規定する特定悪臭物質ごとの値(単位 百万分率)

ただし、イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式を適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算定により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(3)工場その他の事業場から排出される排水に含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{lm} 排水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k 次表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_m (1)に規定する特定悪臭物質ごとの値(単位 百万分率)

1	メチルメルカプタン	0.001m ³ /s以下の場合	1.6
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	3.4
		0.1m ³ /sを超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001m ³ /s以下の場合	5.6
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	1.2
		0.1m ³ /sを超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	3.2
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	6.9
		0.1m ³ /sを超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	6.3
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	1.4
		0.1m ³ /sを超える場合	2.9

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。